

農業分野における障がい者就労 —就労継続支援B型事業所「のんきな農場」の工賃向上に向けた取り組み事例—

福間 隆康¹

(2016年9月23日受付, 2016年12月14日受理)

Handicapped person starting work in agricultural sector: Case for pay improvement of work
continuance support B type office “Easy going farm”

Takayasu FUKUMA¹

(Received : September 23, 2016, Accepted : December 14, 2016)

要 旨

本研究は、農業分野に参入した就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取り組みを明らかにすることを目的とした。まず、農業と福祉をめぐる事情について整理した。その結果、農業は障がい者を受け入れる余地が十分にあること、B型事業所の工賃に格差が生じていることなどが明らかになった。そこで、本研究では、農業での事業性の確保と障がい者の就労継続の2つの条件をどのようにして成立させているのかを明らかにするため、就労継続支援B型事業所を経営している社会福祉法人の施設長を対象に、インタビュー調査を行った。分析の結果、①付加価値を付けることによる単価引き上げ、②作物の使い切り、③固定客の獲得、④規模の維持、⑤選択と集中、の5つが農業での事業性の確保と、障がい者の就労継続に必要な不可欠であり、工賃向上につながることが示唆された。

キーワード：農福連携、就労継続支援B型事業所、工賃向上

Abstract

This study aimed to clarify a specific strategy for the pay improvement of work continuance support B type office that entered agricultural sector. To clarify how to make two conditions of the starting work continuance of securing the business by agriculture and the handicapped person consist, the interview investigation has been done for the director of facility of the social welfare corporation. The outcome of analysis suggest that the following five proposition is led to the pay improvement: Unit price improving by putting additional value, Full use of crops, The repeat customer's acquisition, Maintenance of size of the outfit, Selection and concentration

Key Words : Agricultural-welfare Cooperation, Work continuance support B type office, Pay improvement

1 高知県立大学社会福祉学部社会福祉学科・講師・博士（マネジメント）
Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare, University of Kochi, Lecturer (Ph.D.)

I はじめに

わが国の農業は担い手が不足しており、障がい者を受け入れる余地が十分にある。しかしながら、農業には季節性や事業所規模が小さいなど、障がい者の就労促進への制約が少なくない。障がい者の就農を促進するためには、福祉側の期待と農業側の現実とのギャップを埋める必要がある。そこで本研究では、農業分野へ進出した就労継続支援B型事業所を調査し、工賃向上につながる取り組みを明らかにすることを目的とする。

障がい者の就労に関する事例研究は、従来、福祉や職業リハビリテーションの領域で個人に焦点を当てた研究が主であった(e.g., 陳, 2004, 2007; 杉原, 2009; 鈴木・八重田・菊池, 2009)。しかしながら、近年、経営学、労働経済学や農業経済学といった領域で、障がい者の就労に焦点を当てた研究が増えてきている(e.g., 有村, 2014; 猪瀬, 2008; 小柴・吉田・香月, 2016; 山田, 2011, 2013, 2014, 2015)。

これまで農業分野における障がい者就労に焦点を当てた研究では、農業分野における障がい者就労の可能性(濱田, 2011)、ユニバーサル農業(山根, 2013)、農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題(吉田・香月・吉川, 2014)などが報告されているが、マクロの視点からとらえたものが多く、ミクロの視点からとらえた事例研究の数は多いとは言えないのが現状である。

本研究では、農業の担い手が全国的にも少なく、高齢化が進むなかで、障がい者の就労可能性の余地がそれだけ高い山口県を調査対象としてとりあげる。そして、農業分野へ進出した社会福祉法人の取り組み事例をマクロの視点だけでなく、ミクロの視点から分析する。

障がい者が参画し、事業として成り立つユニバーサル就農モデルを明らかにすることにより、障がいの有無等にかかわらず、誰もが支えあい自立して暮らせる共生社会の実現と、地域社会の活性化に寄与することが期待できるであろう。

II 農福をめぐる事情

1 農家数および農業就業人口

2015年2月1日現在の山口県の総農家数は、35,542戸であり、5年前に比べ21.5%減少し、減少傾向が続いている。販売農家¹⁾は20,307戸で、総農家に占める割合は57.1%となっている(図1)。販売農家のうち、主業農家(農業所得が主で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家)の割合は、9.9%であり、全国平均の22.1%に比べて大きく下回っている。一方、副業的農家(65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家)は73.2%(全国平均58.6%)を占めている(表1)。

販売農家の農業就業人口も減少を続け、2015年2月1日現在では28,306人で、5年前に比べ24.4%減少している(図2)。2015年2月1日現在の販売農家の農業就業人口の平均年齢は、70.3歳であり、10年前に比べ3.2歳高齢化が進み、全国(全国平均66.4歳)で2番目に高くなっている²⁾(図2)。

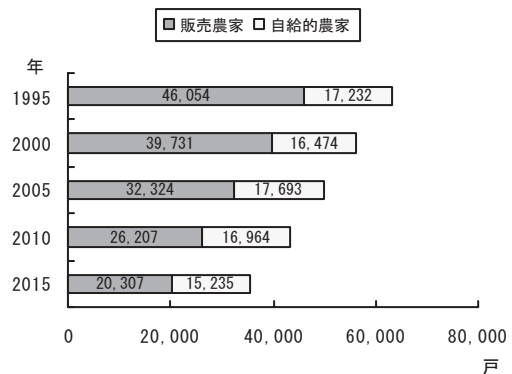


図1 総農業数の推移 (山口県)

出所 農林水産省(2016a)より筆者作成。

表1 主・副業別農家数 (山口県)

	(単位: 戸)	
	2015年	構成比 (%)
販売農家	20,307	100.0
主業農家	2,006	9.9
準主業農家	3,441	16.9
副業的農家	14,860	73.2

出所 農林水産省(2016a)より筆者作成。

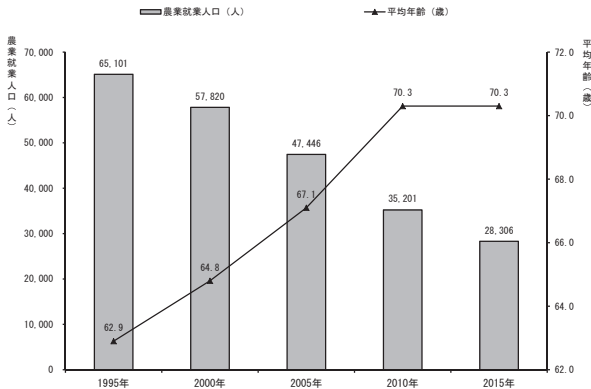


図2 農業就業人口および平均年齢の推移(山口県)
出所 農林水産省(2016a)より筆者作成。

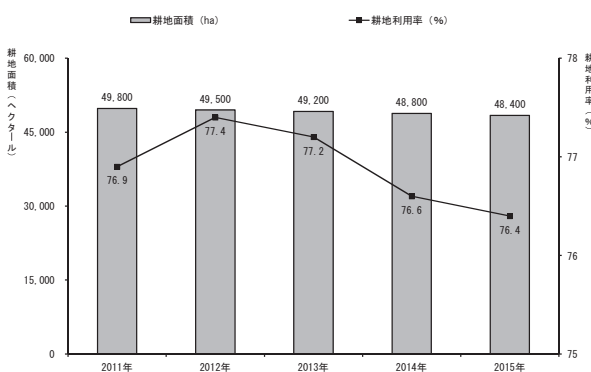


図3 耕地面積および耕地利用率の推移(山口県)
出所 農林水産省(2016b)より筆者作成。

2 耕地面積および耕地利用率

2015年7月15日現在の耕地面積(田畑計)は、48,400haであり、前年に比べ400ha減少している(図3)。2011年からの推移をみると、2011年の49,800haから耕作放棄や宅地化等により、年々減少している(減少比2.9%)。

耕地利用率(耕地面積に対する作付(栽培)延べ面積の割合)は76.4%であり、前年に比べ0.2ポイント低下し、全国(全国平均91.8%)で3番目に低い状況となっている³⁾(図3)。

3 就労継続支援B型事業所の平均工賃

2011年度の山口県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額、15,137円(全国平均13,586円)であったが、2015年度は16,238円と増加傾向(増加比6.8%)にある(図4)。しかしながら、事業所ごとにみると、平均工賃が20,000円を超える事業所数が32か所あるのに対し、10,000円以下の

事業所数が25か所あり、事業所間の格差が生じている(図5)。工賃の格差は、事業所ごとに利用者の障がい特性が異なること、作業内容がさまざまなことが原因で生じていると考えられる。また、山口県工賃向上計画(第2期:2015年度~2017年度)で設定した2015年度の目標工賃(月額15,938円、時間額225円)と比べて実績は、月額(実績16,238円)では上回っているものの、時間額(実績210円)では下回っている⁴⁾。

2015年度の山口県内の就労継続支援B型事業所数は109か所であり、そのうち20事業所が農業関連事業に取り組んでいる。主な農産物は、野菜・果物(ジャガイモ、マコモタケ、アスパラガス、ブルーベリー、季節野菜、しいたけ)、花の苗(葉牡丹、サルビア、ペチュア)、米などであり、多岐にわたっている。

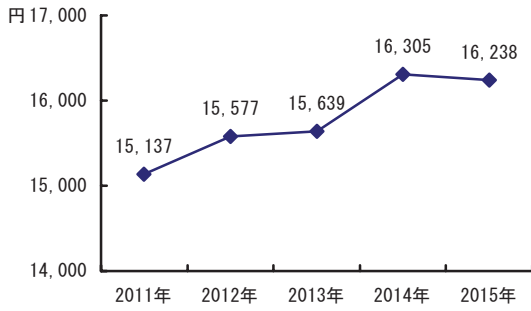
平均工賃月額は3,792円~28,659円であり、ばらつきがある。これは、高い工賃(平均月額)を支払っている事業所では、農業関連事業の他に、食品加工(惣菜・パン・菓子)や工芸品(筆置き)などの業務を行っているためである。

4 民間企業における障がい者の雇用状況

表2は、障害者雇用率制度の対象となっている企業(山口県内に本社を有する常用雇用労働者数50人以上規模の企業)における障がい者の雇用の推移を示している。

まず、実雇用率(実際の平均雇用率)をみると、2011年の2.24%から2015年の2.51%へ0.27ポイント増加している。法定雇用率を達成している企業の割合も、52.8%から54.8%へ2.0ポイント増加している。

さらに詳細にみると、以下の3つのことがわかる。1つ目は、実雇用率は上昇傾向がみられることである。2つ目は、2011年と2015年の2時点で、常用労働者数は7.8%増加しているが、雇用障がい者数は17.7%と、それよりも大きいことである。3つ目は、障がい者の中では重度以外の障がい者の増加が25.9%と大きく、障がい者の



出所 山口県 (2015a,2015b,2016a) より筆者作成.

図4 就労継続支援B型事業所の平均月給 (月額) の推移 (山口県)

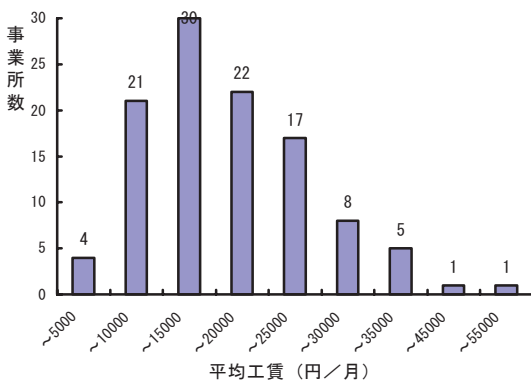


図5 2015年度の就労継続支援B型事業所の平均月給の分布 (山口県)

出所 山口県 (2016a) より筆者作成.

中で占める重度以外の障がい者の比率も2011年の56.4%から、2015年の62.7%へと増えていることである。

以上のことから、障害者雇用率制度は、重度障がい者の雇用を増やすことを目的としているが、重度障がい者の割合はむしろ低下していることがわかる。また、実雇用率が上昇してきているのに対し、雇用率達成企業の割合はわずかな増加に留まっていることから、障がい者の雇用が特定の企業に集中していると考えられる。

山口県 (2016b) によると、山口県内の就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所の利用契約者数 (2016年4月1日時点) は、それぞれ、272人、400人、2,981人となっている。このなかには、現在、一般就労を希望しており、一般就労が可能な人が含まれてい

ることから、民間企業は、働きたい障がい者を受け入れる余地は十分あると考えられる。

次に、職業安定所における障がい者の職業紹介状況を産業別にみると、2015年度の農林漁業分野への就職件数は8件であり、2011年度の就職件数から増えていないことがわかる (表3)。職業別にみると、2015年度の農林漁業の職業への就職件数は14件であり、2011年度に比べ2件の増加に留まっている (表4)。産業別と職業別で就職件数が異なるのは、産業分類と職業分類の分類方法に違いがあり、事業所の産業分類と職業分類が必ずしも一致していないためである⁵⁾。

障がい種別については、農林漁業分野、農林漁業の職業とも精神障がい者の占める割合が多くなっている (2015年度 62.5% ; 57.1%)。農林漁業分野および農林漁業の職業に就職した障がい者数は、年度によるばらつきが少なく、わずかな増加に留まっていることから、入職と離職が繰り返して行われており、継続して仕事に従事している人は多くないことが予想される。

Ⅲ 方法

1 調査対象・方法

本研究は、農福連携による工賃向上の具体的な方を明らかにするため、農業分野に参入した社会福祉法人を対象に、インタビュー調査を実施した。インタビュー調査は、あらかじめ簡単なインタビュー・ガイドラインを設定し、事前にインタビュー対象者にEメールで通知した。インタビューは、半構造化面接法を用いた。インタビューにおける質問項目 (農業分野への参入経過、障がい者の就労環境、就労管理等) は、前述した研究目的に則って検討した上で設定した。

インタビューは、2016年4月22日、社会福祉法人E.G.F (Easy Going Farm) の総合施設長に対して行った。面接時間は180分程度とし、面接内容は許可を得たうえで録音した。調査後は、必要に応じてEメールで問い合わせた。

表2 民間企業における障がい者雇用状況（山口県）

(単位：％，人)

調査年 (各年6月)	実雇用率	達成企業 の割合	雇用障がい者数			常用労働者数
			重度	重度以外	計	
2011年	2.24	52.8	736	1903.5	3375.5	150,539.0
2012年	2.28	56.4	733	1960.5	3426.5	150,079.5
2013年	2.33	49.6	751	2162.0	3664.0	157,585.0
2014年	2.46	52.5	767	2438.5	3972.5	161,300.5
2015年	2.51	54.8	766	2570.0	4102.0	163,187.5

注) 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障がい者および知的障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を常用労働者総数に乗じて得た数）を除いた法定雇用障がい者数の基礎となる労働者数である。

「重度」には短時間労働者の数は含まれていない。「重度以外」には重度障がい者である短時間労働者の数が含まれている。障がい者数とは、身体障がい者、知的障がい者および精神障がい者の計である。「重度」（重度身体障がい者および重度知的障がい者）については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度身体障がい者以外の身体障がい者である短時間労働者、重度知的障がい者以外の知的障がい者である短時間労働者、精神障がい者である短時間労働者については1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行っている。

出所 厚生労働省（2012a, 2014a, 2016a）より筆者作成。

表3 農林漁業分野への就職件数（山口県）

(単位：件)

年度	障がい者 計	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	その他の 障がい者
2011年度	8	1	3	3	1
2012年度	6	4	0	2	0
2013年度	7	3	1	3	0
2014年度	5	2	1	2	0
2015年度	8	1	2	5	0

出所 厚生労働省（2012b, 2013, 2014b, 2015, 2016b）より筆者作成。

表4 農林漁業の職業への就職件数（山口県）

(単位：件)

年度	障がい者 計	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	その他の 障がい者
2011年度	12	2	2	6	2
2012年度	13	8	2	3	0
2013年度	10	4	1	5	0
2014年度	11	3	4	4	0
2015年度	14	3	3	8	0

出所 厚生労働省（2012b, 2013, 2014b, 2015, 2016b）より筆者作成。

2 調査先の選定理由

E.G.Fを選定した理由は、次の3つの条件を満たしていたからである。

- ①社会福祉法人として、農業関連事業のみ行っていること（それだけノウハウや経験の蓄積があり、専門的な支援が行われていると考えられるため）
- ②法人所在地が中山間地域⁶⁾にあること（条件が不利な地域ほど農業の担い手が少なく、高齢化が進んでおり、障がい者の潜在的就労可能性が高いと考えられるため）
- ③農福連携優良事例として国から表彰を受けていること⁷⁾（収益性に優れた農業関連事業を実施しており、障がい者の工賃向上に寄与していると考えられるため）

3 倫理的配慮

倫理的配慮としては、調査対象者に対して、個別に研究者が研究の目的、方法、意義、結果の公表の仕方等について口頭で説明し、協力への同意を得た。なお、法人名等の公表については、調査先の同意を得ている。

IV 事例

1 法人概要

E.G.Fは、2008年4月に山口県萩市⁸⁾に開設されている。「やるき、のんき、こんき」を合言葉に、2008年10月に就労継続支援B型事業所「のんきな農場」を設立し、農業に取り組んでいる（表5）。

E.G.Fでは、「『働かざる者食うべからず』できないことをできるようにではなく、今自分のできることを精いっぱい頑張っ

に無駄な人間はいない。必ずあてはまるピースがある」を施設運営方針としている⁹⁾。E.G.Fでは、できないことをできるようにではなく、新たな経験をたくさん積み、その中で可能性を広げていくことをサービスの軸としている。ハンディが重くても、何かできることがあるという考え方にに基づき、石一個運ぶこと、草一本抜くことでも働くこととみなしている。すなわち、「働く」という概念には、一般的な労働だけではなく、ADL (activities of daily living) 訓練など、今自分がしなければならぬこと、自分ができることに一生懸命取り組むということも含意されている。E.G.Fでは、「できるのにやらない」ということがもっとも評価されないのである。

現在、E.G.Fは、多機能型事業所「のんきな農場」(定員：就労継続支援B型24名、就労移行支援6名)、「のんきな農場阿武事業所」(就労継続支援B型20名)を運営している。このほか、生活介護、自立訓練、共同生活援助、短期入所、相談支援、日中一時支援、放課後等児童デイサー

ビスに関する事業を実施し、自主製品の販売を行う販売所も運営している。

職員数は、2016年4月1日現在53名である。2016年9月1日現在、法人全体の利用者数は、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者等、計57名である。性別は男性38名、女性19名であり、年齢は18歳から72歳である。

障がい者が生産・加工した生産物売上高の推移は、年々増加している。社会福祉法人認可時である2010年度の生産物売上高は、7,214,954円であったが、六次産業化ネットワーク事業¹⁰⁾が認可された翌年度の2015年度は18,549,516円となっており、5年間で61.1%増加している(表6)。

表7は、のんきな農場の工賃実績の推移を示している。社会福祉法人に認可された2010年度の月額平均工賃は、4,694円であったが、2015年度は、6,153円となっており、5年間で23.7%増加している。工賃支払対象者延実人数についても、2010年度の225人から2015年度には315人に増加している(増加比28.6%)。障がい者の月額工賃(2015

表5 法人の沿革

期日	主な出来事
2008年 4月 1日	特定非営利活動法人認可
2008年10月 1日	障害者就労継続支援B型・就労移行支援事業所認可 定員20名 グループホーム・ケアホーム一体型事業所認可 定員7名
2008年12月 1日	グループホーム・ケアホーム一体型事業所 定員10名へ変更
2009年 5月 1日	「のんきな農場」就労継続支援B型 定員20名へ変更(多機能型定員26名)
2009年 6月 1日	共同生活援助事業所「ばすけっと」定員14名へ変更
2009年 9月11日	「ばすけっと」定員15名へ変更
2010年 4月 1日	社会福祉法人認可、「ばすけっと」定員17名へ変更
2010年 6月 1日	「のんきな農場」生活介護 定員6名、自立訓練(生活訓練)定員6名 事業許可 グループホーム「農楽～NORA」定員5名、グループホーム「くるむ」定員5名 事業許可 「ばすけっと」短期入所 定員2名 事業許可、「ばすけっと」定員27名へ変更
2013年 4月 1日	「のんきな農場 小川事業所」開設 生活介護 定員19名、自立訓練(生活訓練)定員6名 計25名 「のんきな農場」定員変更 就労継続支援B型 定員27名、就労移行支援 定員6名 計33名 グループホーム「農萩」 定員7名、グループホーム「結」 定員7名 事業許可 短期入所 定員4名へ変更 相談支援事業所「ぶらっと」開設
2014年 4月 1日	放課後等児童デイサービスセンター事業所「タッチ」開設
2016年 4月 1日	「のんきな農場 阿武事業所」開設 就労継続支援B型 定員20名 「のんきな農場」定員変更 就労継続支援B型 定員24名、就労移行支援 定員6名 計30名 「のんきな農場 小川事業所」定員変更 生活介護 定員20名へ変更 グループホーム「杜」 定員7名、グループホーム「れんげ」 定員7名 開設

出所 社会福祉法人E.G.Fパンフレットより筆者作成。

表6 社会福祉法人E.G.Fの活動実績

年度	生産物売上高		福祉事業収入	
		前年度比		前年度比
2010年度	7,214,954	-	101,059,729	-
2011年度	7,789,481	7.4	113,231,222	10.7
2012年度	9,890,000	21.2	127,210,000	11.0
2013年度	9,307,000	△ 6.3	238,856,481	46.7
2014年度	9,850,000	5.5	219,266,000	△ 8.9
2015年度	18,579,516	47.0	230,965,636	5.1

出所 社会福祉法人E.G.F資料および財務諸表より筆者作成。

年度)は、「のんきな農場」で5,000円～7,000円、「のんきな農場阿武事業所」で10,000円～14,000円を支払っている。

表7 のんきな農場の工賃実績

年度	工賃支払対象者延実人数	工賃支払総額	平均工賃月額	
				前年度比
2010年度	225	1,056,233	4,694	-
2011年度	211	1,261,674	5,979	21.5
2012年度	244	1,116,989	4,578	△ 30.6
2013年度	269	1,407,752	5,233	12.5
2014年度	323	1,900,677	5,884	11.1
2015年度	315	1,938,244	6,153	4.4

出所 社会福祉法人E.G.F資料より筆者作成。

2 農業をはじめた経緯

E.G.Fは、知的障がい者の就労支援をしていくなかで、二次産業や三次産業では彼（彼女）らの能力を十分に発揮できていない現状を目の当たりにしてきた。しかし、農業であれば、以下のようなメリットが得られると考え、農業をメインとした福祉事業所を立ち上げた。ひとつは、個々の障がい程度、能力にあった作業環境を設定できることである。もうひとつは、自然の中での労働は、最大の福祉的ケア（生活リズムの確立、持続力、集中力、忍耐力の向上）につながることである。

E.G.Fは、設立当初から農業に取り組んでおり、すべての作業を農業に関わるものに設定している。最初は、地域住民から休耕田を借用し、落ち葉を集めて肥料を作ったり、ライスセンターからもみ殻をもらってきたりするなど、作物の育つ畑にするための土づくりからスタートした。すべての工程で障がい者の特性を活かし、手間と手をかけて本物のものづくりを目指している。

表8は、農作業の年間スケジュールを示している。8月を除けば、年間を通して農作業を実施している。さらに、3月～9月は、近隣の学校や企業から受託した草刈りの作業を行っている。

表8 農作業年間スケジュール

4月	イチゴ収穫
5月	田植え手伝い、玉ねぎ収穫
6月	玉ねぎ収穫、アムスメロン収穫
7月	アールスメロン収穫
8月	
9月	イチゴ定植、栗拾い、はぜ掛け、稲刈り手伝い
10月	栗拾い、アールスメロン収穫
11月	栗拾い
12月	イチゴ収穫
1月	イチゴ収穫
2月	イチゴ収穫
3月	イチゴ収穫

出所 社会福祉法人E.G.F事業運営計画より筆者作成。

3 活動内容

(1) 多機能事業所のんきな農場（江崎事業所）

のんきな農場江崎事業所は、イチゴ班、メロン班、受託班、販売・加工班の4つに事業が分かれている。作業に当たっているのは、知的、精神、発達障がい者27名である。

①イチゴ班

事業所近郊の農場に設置したハウスで、イチゴの高設栽培、親株育苗、野菜苗、花苗の栽培を行っている。イチゴは、章姫（あきひめ）イチゴによる有機栽培「わかば農法」¹¹⁾を基本とし、他にない特徴のある栽培方法でブランド化を図っている。現在、栽培ハウス6棟、育苗用ハウス1棟で生産している。

植物が本来持ち合わせる生長力を最大限に生かす環境を整え、自然界に近い形で栽培を行い、化学肥料や化学農薬に頼らない方法で、自分たちも安心して食べられるイチゴづくりを念頭に置き、以下の内容を重視している。

- (ア) イチゴ栽培に関するデータを集積、数値化し、栽培技術を確立し、収穫率のさらなる向上を目指す。
- (イ) 自然条件に臨機応援に対応し、イチゴへの影響を最小限に抑える。

- (ウ) 低コスト化に努め、利益率の向上を図る。
- (エ) イチゴの害獣被害を避けるため、敷地内で犬を飼育する。犬による障がい者へのセラピー効果を期待する。

苗栽培については、強くしっかりした苗を提供するために、一つひとつの作業を丁寧に行い、消費者のニーズを聞き入れ、満足できるものを目指している。具体的には、大粒のイチゴを育てるため、余分な果実は摘果している。そのため、収穫量は3分の1になるが、大きさと味は通常の3倍になる。33グラム以上の厳選された果実は、ギフトBOX（12粒入り）として2,500円で販売されている。ギフトBOXにわずかに届かなかった大粒のイチゴは、プレミアムパック（12粒入り）1,000円、通常のパック（300g）は、700円で販売されており、E.G.Fの中心作物としての役割を担っている。

②メロン班

協力農家から近郊の田畑、ハウスを借用し、農作物を栽培している。主に、アムスメロン、アールスメロン、中玉トマトを中心に、ハウス野菜や露地野菜等にも取り組んでいる。

メロンについては、ブランド化を図る目的で栽培し、有機肥料を中心に使用し、農薬の使用は最小限に抑えている。温度管理、水分調整の徹底、芽かき、誘引、玉拭き、除草等をはじめ、播種から収穫までの栽培管理を、手間を惜しまず行っている。また、隔離ベッド栽培¹²⁾へ移行し、日々観察を行い、新たな栽培方法を思案しながら品質向上に努めている。たとえば、アムスメロン、アールスメロン（青肉系・赤肉系）は、空中栽培（1株2本立てに1個ずつ選果し、実の重みで枝が折れないよう、1つずつひもでつるす）で丁寧に育てられている。糖度14度以上の玉のみギフトBOXとして販売されている（アムスメロン2玉セット（2Lサイズ：14cm相当）2,500円；アールスメロン2玉セット（青肉系・赤肉系）5,000円）。なお、一度使用したハウスの土地は、次の作付ま

で6か月休ませ、大地の養分を吸わせている。

桃太郎トマトについては、メロン班の主産物として、メロンに次いで栽培を強化している。隔離ベッド栽培を含め、品質向上を目指して新たな栽培方法を思案している。

その他のハウス・露地野菜については、近郊の借用地で、主要野菜を中心に栽培している。具体的には、米（コシヒカリ、もち米）、玉ねぎ、トウモロコシ、サツマイモ、キャベツ、白菜、ブロッコリー等22種類の野菜を栽培している。また、土地を活かせる作物を栽培するために、ジャガイモ、菊芋、ヤーコン、生姜等を試験栽培している。

③受託班

受託班は、借用農地（小川地区栗園）で、栗・柑橘類の栽培管理を行っている。畑の面積は2か所で2ha以上である。栗については、山口県原産の品種（岸根）を中心に栽培し、他との差別化を図り、ブランド化を目指している。草刈り、剪定等の管理作業を徹底して行い、栽培に関するデータを集積、数値化し、栽培技術を確立させ、品質向上を目指している。柑橘類については、スイートスプリング¹³⁾を中心に栽培し、製品化と品質向上を目指している。

受託作業としては、周辺地域の個人宅や企業周辺の清掃に出向き、建物周辺等の管理作業（草刈り、花壇整備等）を受託し、定期的に管理を行っている。1か所ずつ丁寧に言い、信頼を得るような仕事を心がけるとともに、受注側の要望に可能な限り応えられるような体制を作り、さらなる受注増につながるよう努めている。また、法人内の作業として、農場、ハウス、事務所周辺の草刈り等を定期的に行っている。

④販売・加工班

ア 販売

農産物、加工品の製造を受け、イベントや外部販売を計画し、売り上げの確保と商品のPRを行っている。季節の素材を定期的に商品の品揃え

に組み込み、野菜、果物、加工品等の品数を、年間を通して揃えることで、固定客を増やしている。また、毎年新しい商品の開発に取り組み、顧客を飽きさせない戦略を立てている。昔ながらの「ばあばの手仕事シリーズ」¹⁴⁾の技術を伝承していることを押し出し、商品の宣伝を進めている。協力ボランティアや法人設立時からの顧客、販売先との関係を重んじることを忘れず、継続性を持たせている。

販売計画は、年間、月間、週間の計画を立てて実施している。道の駅たまがわ敷地内の法人店舗（販売所）を、E.G.Fの中心拠点とし、情報発信、集客に努めている。販売エリアは、山口県内、島根県内、広島県内、萩市内の各中心部、企業、官公庁等に出向き、個人顧客を中心に販売している。また、レストラン、菓子店と提携し、定期販売先の確保に努めている。

利用者支援については、息抜きという点を考慮し、旅行や祭などの行事や研修、レクリエーションを交え、日々の作業とメリハリをつけている。

イ 加工

加工班は、事業所内の加工場2か所で、加工品の製造を行っている。加工品の製造については、年間、月間、週間の計画に基づいて実施している。

小川事業所では、のんきな農場で採れた新鮮な野菜や果物をつつひとつ丁寧に加工している。作業に当たっているのは、知的、精神障がい者12名である。季節を通した食材の扱い方や、蓄積された技術、昔から伝わってきた方法や知恵を受け継ぐことにより、生きていくための力をつけている。また、それらの知識を惣菜や弁当に取り入れ、製造している。

江崎事業所では、のんきな農場で生産された果物を使用し、和菓子、洋菓子、ジャム等を製造している。こだわりの製法により生産された果物をふんだんに使用し、他との差別化を図っている。また、食品添加物や保存料を極力使用せず、素材の味を生かした商品開発、商品製造を行っている。

(2) のんきな農場 阿武事業所

①概要

阿武事業所では、六次産業化法で認定を受けた「自社で生産した野菜等を活用したカット野菜等の製造・販売による地域活性化事業」の総合化事業計画に基づいて農作物を栽培し、その素材を加工し、販売している。表9は、生産工程および生産品目を示している。作業に当たっているのは、知的、精神、発達障がい者18名である。

また、田舎に昔から伝わるが、失われつつある伝統的な仕事（はぜ米等）に着目し、積極的に昔の良きものを継承している。はぜ掛け米は、約8アールの田で生産されており、今はなくなりつつある技術「はぜ干し」（ゆるやかに天日で米を乾燥）を行っている。この取り組みを通じて、地域住民との交流が深まり、農業法人や農家から、農繁期の田植えの補助やあぜの草刈り作業など、農地の管理依頼が殺到するようになっている。現在は、耕作できなくなった農地を預かるなど、農地の荒廃防止にも一役買っている。

E.G.Fは、地域の一員として農事組合法人福の里¹⁵⁾と連携し、E.G.Fへの伝統技術の継承を行っている。技術継承者や協力者の厚意を疎かにせず、感謝の念を忘れることなく取り組むことで、古文化の継承者的役割を担うことを目指している。さらに、中山間地域で深刻な問題となっ

表9 生産工程および生産品目

生産工程	原材料生産→収穫→一次洗浄→二次洗浄→カットボイル→梱包冷凍処理→製品梱包→出荷
生産品目	ほうれん草カット、小松菜カット、青梗菜カット、人参ダイス・乱切りカット、かぼちゃダイス・乱切りカット、フレッシュ玉ねぎ、切り干し大根

出所 社会福祉法人E.G.Fパンフレットより筆者作成。

ている農業の継承者不足についても、E.G.Fの利用者が農業の担い手となっていくことを目指している。

以上のような取り組みの中で、E.G.Fは利用者にさまざまな体験、経験を積んでもらうようにしている。これに基づき、個々の利用者の作業能力や適性を見極め、段階的に評価を行い、各々にふさわしい支援の組み立てを行うことにより、社会的自立を支援している。また、福祉的就労の中での経験の積み重ねを通して、社会人としての自覚と自律を身につけ、主体的に行動できるようにしている。

②生産班

生産班は、協力農家、農業法人から事業所近郊の露地畑、ハウスを借用し、カット野菜の原材料を生産している。ほうれん草、小松菜、青梗菜、ブロッコリー、玉ねぎを中心に栽培し、芋類（里芋、ジャガイモ）やその他の野菜（カボチャ、人参、大根等）にも取り組んでいる。イチゴやメロンと同様に、化学肥料や化学農薬に頼らない方法で野菜を栽培し、以下の内容を重視している。

- (ア) 近隣農家から農業技術を学び、地域に適した農作物の生産を行う。
- (イ) 農作物栽培に関する実績データを集積、数値化し、栽培技術を確立させ、収穫率のさらなる向上を目指す。
- (ウ) 自然条件に臨機応変に対応し、野菜への影響を最小限に抑える。
- (エ) 低コスト化に努め、カット野菜の原価率の低減を図る。

③加工班

加工班は、事業所の加工場においてカット野菜の製造を行っている。製造については、年間、月間、週間の計画に基づいて実施している。生産班や協力農家と密に連携し、原材料の調達を計画的に行っている。また、カット工場を円滑に運営するため、以下の目標を設定し、見直しを行っている。

- (ア) 主力商品の葉物野菜（ボイル・カットライン）の製造技術を習得し、安定した商品供給体制を確立する。安心・安全な商品づくりを徹底する。
- (イ) 葉物野菜を量産し、根菜類（ダイズカット、乱切り）の製造技術を習得し、販売額の増加を目指す。
- (ウ) 新商品開発を含め、さらなる販売増を目指し、事業の安定的な収益を確保する。

④販売班

販売班は、農産物、加工品（カット野菜）の製造を受け、学校給食会への販売を主とし、売り上げの確保と商品のPRを行っている。今まで市場の規格に合わず廃棄されていた農作物もカット野菜として使用し、ゼロエミッション¹⁶⁾を目指している。また、山口県産野菜を生産、加工、販売することにより、地産地消の推進に貢献している。

4 六次産業化への取り組みと農福連携

(1) 六次産業化

E.G.Fでは、2008年の事業開始以来、6年間農業に取り組み、障がいがあっても農業に従事し、十分な生産量を上げることが証明できるようになった。その過程では、障がい特性を把握し、彼（彼女）らに何ができて何ができないかを見極め、さまざまな新しい農作業に組み込み、可能性を見出す作業を繰り返してきた。その中で生活上の大きな課題や対人関係の未熟さなど、解決しなければならない問題がたくさんあった。しかし、「この世に無駄な人間はいない。きっと当てはまるピースが農業にはある」という強い信念のもと、スタッフが一丸となり、利用者と向き合い、支援してきた。利用者との農業に真摯に取り組んできた結果、生産物には安心・安全の付加価値が付き、旬を大切にし鮮度を重視した販売方法により、リピーターの顧客がたくさんできたのである。アム

スメロンについては、注文数が生産数を上回り、イチゴはシーズン中、定期的に購入する大口顧客も現れた。

しかし、農業をすればするほど新たな問題や需要が明るみになってきた。具体的には、現在の農業生産物の流通システムでは、非常にロスが多いということがわかってきた。それは、市場の規格に合わない生産物はほとんど廃棄されていたからである。また、味は同じなのに見た目ではB級になる生産物など、非常にもったいない状況が生まれていた。そのような中、E.G.Fは2か所の加工場で、捨てられていた生産物を有効活用してきた。たとえば、イチゴは贈答用、A級パック、通常パックと、大きさと見栄えを基準に選別している。基準に満たないイチゴは、①スイーツに加工→②無添加ジャムに加工→③スムージー用冷凍カット保存に展開し、捨てることはしていない。これはメロンや栗など、すべての生産物に適用できる。大根や人参の売れ残りは、皮を剥いて干せば、違う商品に生まれ変わる。これに手作業という付加価値をつければ、さらに販売が促進する。

E.G.Fでは、「無駄な人間はいない＝農業に無駄はない」と考えて取り組んできた。これが六次産業化と適合するのである。これまで、E.G.Fは結果的に六次産業化・農福連携ができていた。しかし、現状の生産方法、販売方法、加工方法では、限界があった。具体的には、小さな農地を複数管理し、手作業のみの加工では生産量を増やすことは難しかった。そこでE.G.Fでは、農林水産省の2つの補助事業¹⁷⁾を利用し、「のんきな農場阿武事業所」（山口県阿武郡阿武町福田上）として、野菜のカット工場を建設したのである。

野菜カット工場（床面積700平方メートル）と、地域農業交流施設（同252平方メートル）は、農事組合法人「福の里」直売所に隣接する町有地約6,000平方メートルを無償で借り建設されている。工場では、福の里や近隣農家から出た規格外品の野菜（ほうれん草、小松菜、青梗菜など）を根切

りし、3センチ程度にカットした上でゆでて脱水する。その後、1キロずつ真空パックにして氷点下30度で冷凍し、出荷している。野菜カット工場の特徴は、収穫して3日以内に加工して新鮮さを保つことであり、野菜は真空パックされるまで4回洗浄される。金属探知機で異物の混入も防いでいる。

現在、山口県学校給食会（山口市）に冷凍野菜を出荷している。2016年度の生産計画目標は20トン、目標売上高は2,000万円である。最終的には、利用者30名、支援スタッフ10名を雇用し、玉ねぎ、ジャガイモに加え、山口県オリジナル野菜のハナッコリーにも取り組み、年間売上高8,000万円、月額平均工賃50,000円を目標としている。

(2) 農福連携

E.G.Fの進出に伴い、福の里、E.G.F、阿武町が中心となり、生産・加工・流通・販売の連携、および交流・研修活動による農福連携の地域活性化モデルを構築するため、2015年4月に「阿武町農福連携協議会」が設立されている。E.G.Fは、障がい者による労働力の提供や、草刈りなどの環境整備、加工品等の販売を行う。一方、福の里は、農地の斡旋や提供、栽培技術の指導などを行う。E.G.Fのメリットは、障がい者の就労機会の拡大や、農地の確保につながることである。一方、福の里にとっては、農作業の担い手が確保できることや、耕作放棄地の管理が可能になることがメリットである。

(3) 作業工賃

一般的に福祉的就労においては、仕事に従事している利用者には、事業収入から事業経費を控除した額が工賃として支払われる。しかし、E.G.Fでは、利用者本人の能力に応じた工賃査定を行い、独自の評価表に基づいて工賃を支払っている。阿武事業所では、六次産業化法で認定を受けた事業の計画に基づいて、月額工賃（平均額）を山口県の目標工賃額（15,000円）まで引

き上げること目標としている。

作業工賃については、事業所が規定する評価表に基づいて支給されている。評価表は、①日常生活および作業におけるアセスメントシート、②のんきな農場工賃要約表、③のんきな農場工賃表、④個人契約型工賃(労賃)支給表、⑤判定基準表、⑥生活能力支援チェックリスト、⑦グループリーダー適応チェックシート、の7種類である。たとえば、生活能力支援チェックリストは、10領域(コミュニケーション、身辺処理、生活、アカデミックスキル、健康と安全、社会的スキル、地域資源の利用、余暇、自律性、仕事)、59項目から構成されている。各項目は、10段階(1.常時支援～10.課題なし)で評価される。

チェックリストの一部は、就労前の実習で使用されている。たとえば、各項目の評価点については、実習担当者と実習責任者の2人が記入し、レーダーチャートで表している。本人のどの領域が優れているか、あるいは劣っているかを可視化して見やすくすることで、本人と保護者にわかりやすく説明することができるよう工夫されている。

V 分析結果と考察

1 就労に至るまでのルート

上記のケースには、いくつかの特徴的な点が見られる。それは以下のとおりである。

まず、就労に至るまでのルートに関しては、就労移行支援事業所や障害者支援施設を利用している。就労開始にあたっては、実習受入れ時に聞き取り調査および実習(1週間程度)を行い、個々の障がい特性や能力などを十分見極めている。たとえば、実習受入れ時聞き取り調査では、以下の6領域について、実習前と実習後に評価を行っている。

- (ア) 日常生活の基本動作①(生活リズム、挨拶、身だしなみ、着脱衣、衣服)
- (イ) 日常生活の基本動作②(食事、排泄、入浴、洗濯、掃除、整理・整頓)
- (ウ) コミュニケーション・危機管理(危機管理、

コミュニケーション、人間関係、自己評価)

- (エ) 健康・医療に関すること①(健康管理、通院、服薬管理、生理の手当て、性への意識、嗜好品)
- (オ) 健康・医療に関すること②(夜尿・異尿・頻尿・遺糞、異食・拒食、寡黙・かん黙、多動・稼働、興奮・乱暴、問題習癖・自傷行為、放浪・徘徊、性的問題)
- (カ) 地域活動(余暇、交通手段、ルール、金銭感覚・買い物、金銭管理、環境)

この就労開始時に注目すべき点は、正式な就労前に実習期間を設けて、適性を判断するとともに、本人および保護者とも話し合いをしながら採用が行われることである。これは、一種の現実的な職務の事前説明(Realistic Job Preview; 以下RJP)と位置づけることができる。RJPとは、採用の段階で、ネガティブな面も含めて、現実に即した職場の姿を新規参入予定者に伝えることである(Wanous, 1973)。採用過程における現実的職務予告は、一定の定着効果をもつことが明らかにされている。

2 敏速な事業所適応支援

利用開始直後の対応として特筆すべき点は、最初は、本人の自由に行動させるという点である。利用者の大半は、E.G.Fが運営するグループホームから通っている。グループホームには、扉が設けられていないので、自由に外出することができる。そのため、最初は、逃げようとする利用者がたくさんいるという。しかし、E.G.Fでは、途中で引き留めず、本人にわからないように後をついていく。すると、次からは、二度と逃げようとしないう。

このような施策によって、利用者は日常生活上のストレスが軽減する。それにより、早期適応が進めば定着率の向上はもちろん、適応によって自己に対する有能感を刺激しやすくなり、つぎの作業に対する積極的態度を醸成することにもなる。これは自己効力感(Bandura, 1995)と呼ばれて

おり、人が行動を起こす際に大きな影響を及ぼす。

また、E.G.Fは、利用者に能力に適した作業をしてもらうことを重視している。農業には、生産、加工、販売といったさまざまな仕事があるので、いずれかの作業行程で本人の能力が発揮できるといふ。これにより、作業が過度な負担にならないようにしているのである。

3 自律性確保を意識した事業所運営

利用開始後しばらくしてからの対応としてあげられるのが、自律性確保を意識した事業所運営である。E.G.Fでは、各班にリーダー役を配置し、班のメンバーをまとめ、班ごとにまとまって自律的に働くことを徹底している。たとえば、「われわれは、きちんとあなたを見ている。あなたが頑張ってくれないと、イチゴ栽培がうまくいかない」と直接本人に伝えることにより、リーダーとしての自覚を促すとともに責任感を持たせている。

このような施策は、作業を「させられている」のではなく、「自らがしている」という自律的感覚を促す効果がある。その結果、作業そのものの一つの報酬と感じる内発的動機づけ効果が期待できる。

4 評価

作業工賃については、事業所が規定する評価表に基づいて支給していた。具体的には、工賃評価会議を開催し、本人の能力に応じた工賃を公正かつ適正に査定している。構成メンバーは、サービス管理責任者、農場長、担当支援員である。開催頻度は、利用開始3か月および6か月後、半年ごとである。

作業の出来高に応じた工賃を設定すると、障がい支援区分が重度の人は、工賃が低くなってしまふことから、生活面を評価の対象に加えている。具体的には、生活能力支援チェックリストを活用し、工賃の査定に反映させることで、ハンディが不公平につながらないようにしている。作業面は

優れていても、生活面が劣っている人がいるので、人間は24時間で評価する必要があるという。これにより、利用者は「公正に扱われている」という意識が高まるのである。

5 モチベーションの向上

農産物の生産量の拡大および品質の向上にとって重要なものとして、仕事意欲の向上があげられる。E.G.Fでは、利用者のモチベーションを高めるため、以下の3つの施策を実施している。

1つ目は、ステップアップの仕組みの導入である。具体的には、まず、利用者は小川事業所で重度と軽度の見極めが行われる。次に、江崎事業所のイチゴ班またはメロン班で作業を行う。そこで実力を付けると、阿武事業所に異動する。野菜のカット工場は本格的な工場であることから、生産現場となる。機械に合わせてカットボイルや梱包冷凍処理をしなければならないので、一般就労により近くなる。

利用者自身もステップアップを意識しているという。そのため、障がい支援区分が重度の人からは、「江崎事業所に行けるのは羨ましい、江崎に行けばステップアップできた、給料がいくらアップした、野菜のカット工場に行けば、給料が今の倍もらえるので目指そう、どうしたら行けるのか、いつ行けるか」といった話が出てくるという。

これは、人間には生理的欲求、安全の欲求、所属と愛の欲求、承認の欲求、自己実現の欲求、といった5つの欲求が存在するという欲求階層説（Maslow, 1970）の承認の欲求に該当するであろう。承認の欲求とは、自尊心を希求する欲求であり、具体的には、他者からの承認や尊敬を希求したり、自律的な思考や行動の機会を希求したりしようとする欲求である。

2つ目は、直接本人を褒めることである。利用者にとっては、施設長や事務局長が全員を確実に見ているというメッセージが伝わるのが重要であるという。そのため、施設長は毎日のケース記録を読むことにより、個々の利用者がいつ何をし

たのかを把握し、評価しているのである。

このように、ケース記録を丹念に読むことで、利用者の日々の行動がわかり、直接褒めて評価することで、本人のモチベーション向上に寄与していると言える。他者からの承認は、2要因理論(Herzberg, 1966)では、動機づけ要因と呼ばれ、満足の源泉となり、人を仕事に向かわせるものである。

3つ目は、さまざま体験をさせることである。E.G.Fでは、利用者が耕運機を使用できるかなど、あらゆる体験をさせている。利用者からは、「さまざまことができるので嬉しい、面白い、今までやらせてもらったことがないのでやりたい」といった声が多く聞かれ、彼(彼女)らは日々成長しているという。

これは、人間の欲求には生存(Existence)、関係(Relatedness)、成長(Growth)の3つがあり、人間の行動はそれらの欲求を充足するためのプロセスであるとしたE.R.G理論(Alderfer, 1972)の成長欲求(自己や自己を取り巻く環境に、創造的でありたいとする欲求)に該当するであろう。この欲求の充足は、自己の能力を十分活用するように駆り立て、新たな能力開発を要する課題に挑戦することによって得られるとされている(Alderfer, 1972)。したがって、利用者のチャレンジを支援することで、成長欲求の満足が高まり、その欲求の強度が増大するのである。

6 工賃向上への具体的方策

E.G.Fでは、労働能力が劣るとみなされることの多い重度障がい者を多数受け入れながら工賃を向上させるため、以下のような工夫を凝らしている。

第1に、単価を上げる工夫である。イチゴやメロンは手間暇を掛けて付加価値を付けていた。具体的には、イチゴはわかば農法、メロンは隔離ベッド栽培といった他にはない特徴のある栽培方法でブランド化を図っていた。

第2に、使い切りである。生産物は捨てること

はせず、すべてゼロエミッションを行っていた。たとえば、販売用の基準に満たないイチゴは、①スイーツに加工→②無添加ジャムに加工→③スムージー用冷凍カット保存に展開し、捨てることはしていなかった。

第3に、固定客の獲得である。生産物を得意先の顧客に対して販売し、リピーターになってもらっていた。発送先をすべて把握し、顧客に新商品のチラシを直接送付することで、リピーターの顧客を獲得する戦略をとっていた。

第4に、規模の拡大を目指さないことである。売上げ向上を目的とした量の拡大は行わず、質にこだわっていた。E.G.Fでは、デパートの地下で2年間販売活動を行った。3,000人の顧客が確保できれば、現在の利用者の工賃をまかなえるという考えに基づき、生産と就労を両立させていた。

第5に、選択と集中である。仕事を農業関連事業だけに絞りに絞りに、ヒト、モノ、カネの経営資源を集中させていた。

VI おわりに

E.G.Fの障がい者は、ほぼ毎日、圃場で活動しており、その様子を見ていた農地の持ち主から管理の依頼が殺到している。遊休農地になる前に預けられているので、農地の管理ができていく。また、自然豊かな環境で農業に取り組むことで、障がい者の問題行動が落ち着き、障がい支援区分の改善にも効果が出ている。さらに、過疎地でありながら農福連携による取り組みは、農業での事業性を確保できることもあり、市外や県外からの就業者が増え、移住者も増えている。E.G.Fが事業展開することで雇用が確保でき、地元住民の働く場となっている。E.G.Fの農福連携の取り組みは、地域の発展に貢献していると言えるであろう。

本研究は、JSPS 科研費 26380749 の助成を受けたものである。

注

- 1) 販売農家とは、経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家をいう。自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家をいう（農林水産省、2016a）。
- 2) もっとも高い県は、島根県の70.6歳である。
- 3) もっとも低い県は、福島県の74.7%、2番目に低い県は、奈良県の76.1%である。
- 4) 目標工賃については、各事業所が2014年度の工賃実績等を勘案し、設定した目標値の積上げの平均を山口県全体の目標値としている（山口県、2015a）。
- 5) 産業の決定方法は、一事業所内で単一の分類項目に該当する経済活動（生産または販売する財、および自企業内も含めた他事業所または消費者に提供されるサービス）が行われている場合は、その経済活動によって決定されるが、複数の分類項目に該当する経済活動が行われている場合は、主要な経済活動によって決定される（総務省、2014）。職業の決定方法は、仕事が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業が決定される。1つの勤務先で2つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、就業時間の最も長い分類項目による（総務省、2009）。
- 6) 中山間地域とは、平野の周辺部から山間部に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域を指す。
- 7) E.G.Fは、農業により知的障がい者が就労支援を行う「農業+福祉」の取り組みが評価され、2015年10月、農山漁村活性化の優良事例を選定する農林水産省主催「ディスカバー農山漁村の宝」（第2回選定）において、プロデュース賞を受賞している（農林水産省、2016c）。
- 8) 2016年4月末時点における萩市の人口は50,215人であり、高齢化率は39.4%である。
- 萩市は市域全体が中山間地域に該当する（萩市、2016）。
- 9) 経営理念は、「のんきな農場は、季節それぞれの太陽と空、風と水、他の花に先駆けて咲く梅の時期から土を作り、種をまき、苗を育て、収穫する。そのコツコツと単調なまでの地道で根気のいる農作業をゆっくりのんびりと育て、喜んで、おもしろがる。そんな農作業の中で育てた農産物を元気と共に届けるのがわれわれの役割です。そのことがいつしか、働く気力や体力を養い、ハンディをもっていても、生活のできる基盤を自らの手でつかみ取る姿に発展したとき、彼らの本当の力の偉大さを知ることでしょう」となっている。
- 10) E.G.Fは、2014年10月31日に六次産業認定団体として認可されている。六次産業活動整備交付金を使用して野菜のカット工場を建設し、就労継続支援B型事業所の作業として、野菜の生産・加工を行っている。
- 11) わかば農法とは、上質な有機物を植物が吸収しやすい状態にし、微生物や酵素をプラスすることで化学肥料や農薬の使用で荒廃した土壌を生き返らせ、健全で病気に強い農作物を作る農法のことである。
- 12) 隔離ベッド栽培とは、地面から一段離れたところにあるプランターで栽培する方法である。隔離ベッドを使用することによって、メロンに必要な水分と肥料を管理することができる。
- 13) スイートスプリングとは、1947年に園芸試験場（現：果樹研究所）において、上田温州（みかん）に八朔を交配し育成された柑橘である。
- 14) ばあばの手仕事シリーズとは、田舎の技術を継承することであり、具体的には、以下の5つを指す。①無添加手作り味噌、②ふき味噌・ゆず味噌、③凍り餅、④きゃらぶきの佃煮、⑤らっきょう漬

- 15) 農事組合法人福の里は、阿武町福賀地区の7集落で構成されている。水稻、大豆を柱にした農業経営を推進し、加工・直売事業にも取り組んでいる。
- 16) ゼロエミッション (Zero emission) とは、自然界に対する排出ゼロとなる社会システムのことをいう。
- 17) 2014年度は、六次産業化ネットワーク事業交付金、2015年度は、都市農村共生・対流総合対策交付金を使用している。

引用文献

- Alderfer, C.P. (1972) *Existence, Relatedness, and Growth: Human needs in organizational settings*, New York: Free Press.
- 有村貞則 (2014) 「ダイバーシティ・マネジメントと障害者雇用は整合的か否か」『日本労働研究雑誌』No. 646, pp.51-63.
- Bandura, A. (1995) *Self-Efficacy in Changing Societies*, Cambridge University (本明寛・野口京子監訳・本明寛・野口京子・春木豊・山本多喜司訳『激動社会の中の自己効力』金子書房, 1997年).
- 陳麗婷 (2004) 「知的障害者の一般就労継続に対する職場同僚の支援活動について」『社会福祉学』45 (2), pp.56-66.
- 陳麗婷 (2007) 「知的障害者の一般就労に影響を及ぼす要因の解明」『社会福祉学』48 (1), pp.68-80.
- 萩市 (2016) 「萩市の年齢 (3区分) 別人口」萩市総務企画部企画政策課.
- 濱田健司 (2011) 「農業における障がい者就労の可能性—福祉と農業の新たな連携の視点」『創立20周年記念論文集』pp.150-179.
- Herzberg, F. (1966) *Work and the Nature of Man*, World Publishing (北野利信訳『仕事と人間性—動機づけ—衛生理論の新展開』東洋経済新報社, 1968年).
- 猪瀬桂二 (2008) 「知的障害者が働くための職場環境と条件づくり—特例子会社と授産施設における成功事例の分析から」『日本労働研究雑誌』No.578, pp.17-31.
- 小柴有理江・吉田行郷・香月敏孝 (2016) 「農業と福祉の連携の形成過程に関する研究—農業分野における障害者就労を事例として」『農林水産政策研究』25, pp.1-17.
- 厚生労働省 (2012a) 「平成23年 障害者雇用状況の集計結果」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- 厚生労働省 (2012b) 「平成23年度障害者の職業紹介状況等」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- 厚生労働省 (2013) 「平成24年度障害者の職業紹介状況等」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- 厚生労働省 (2014a) 「平成25年 障害者雇用状況の集計結果」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- 厚生労働省 (2014b) 「平成25年度障害者の職業紹介状況等」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- 厚生労働省 (2015) 「平成26年度障害者の職業紹介状況等」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- 厚生労働省 (2016a) 「平成27年 障害者雇用状況の集計結果」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- 厚生労働省 (2016b) 「平成27年度障害者の職業紹介状況等」厚生労働省山口労働局職業安定部職業対策課.
- Maslow, A.H. (1970) *Motivation and Personality, 2nd ed.*, Harper & Row (小口忠彦訳『改訂新版 人間性の心理学』産業能率大学出版部, 1987年).
- 農林水産省 (2016a) 「2015年農林業センサス」.
- 農林水産省 (2016b) 「平成27年度農作物作付 (栽培) 延べ面積及び耕地利用率」.
- 農林水産省 (2016c) 「ディスカバー農山漁村の宝」

- 第2回選定事例集」農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課。
- 総務省（2009）「日本標準職業分類一般原則」。
- 総務省（2014）「日本標準産業分類一般原則」。
- 杉原努（2009）「沖縄県北部地域の企業による障害者雇用の取り組み」『職業リハビリテーション』22（2），pp.21-28。
- 鈴木良子・八重田淳・菊池恵美子（2009）「知的障害者の職場定着のための支援要因」『職業リハビリテーション』22（2），pp.13-20。
- Wanous, J.P.（1973）Effects of a realistic job preview on job acceptance, job attitudes, and job survival, *Journal of Applied Psychology*, 58, pp.327-332.
- 山田雅穂（2011）「継続的CSRとしての障害者雇用を実現する理念と方策—ステークホルダーとしての従業員を焦点に」『日本経営倫理学会誌』18, pp.235-249。
- 山田雅穂（2013）「障害者雇用における発注促進策と経営の質—ISO26000とインクルージョンの観点から」『日本経営倫理学会誌』20, pp.163-176。
- 山田雅穂（2014）「ダイバーシティにおける障害者雇用の位置付けと経営倫理—障害の特性を生かすために」『日本経営倫理学会誌』21, pp.43-56。
- 山田雅穂（2015）「特例子会社の活用による障害者雇用拡大のための方策について—特例子会社と親会社への全国調査から」『日本経営倫理学会誌』22, pp.165-182。
- 山口県（2015a）「山口県工賃向上計画（第2期）」山口県健康福祉部障害者支援課。
- 山口県（2015b）「H26工賃実績（就労B／月額・時間額）」山口県健康福祉部障害者支援課。
- 山口県（2016a）「H27工賃実績（就労B／月額・時間額）」山口県健康福祉部障害者支援課。
- 山口県（2016b）「障害福祉サービス事業所の定員・利用契約者数等」山口県健康福祉部障害者支援課。
- 山根賢治（2013）「ユニバーサル農業」『農業および園芸』88（1），pp.62-69。
- 吉田行郷・香月敏孝・吉川美由紀（2014）「農業分野に本格進出した特例子会社の実態と課題—地域農業の担い手としての特例子会社の可能性」『農業経済研究』86（1），pp.12-26。

参照URL

- 小林農園「わかば農法とは」(<http://www.tottorishinyuki.com/html/about.html>, 2016.08.19)。
- 農林水産省「農林業センサス累年統計」(<http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/past/stats.html>, 2016.08.19)。
- 社会福祉法人E.G.F「のんきな農場」(<http://e-g-f.jp/publics/index/7/>, 2016.08.19)。
- 松香園「磐田のメロン」(<http://shoukaen.com/iwata-melon.html>, 2016.08.19)。

